

○板橋区障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱
(平成12年5月22日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に定める「訪問介護」をいう。以下同じ。）、介護予防訪問介護（法第8条の2第2項に定める「介護予防訪問介護」をいう。以下同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護（法第8条第16項に定める「夜間対応型訪問介護」をいう。以下同じ。）又は、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下、「訪問介護等」という。）を利用する低所得者のうち、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に対し、法施行に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、保険給付による訪問介護の利用者負担の一部を助成し、もって高齢者及び障がい者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者ホームヘルプサービス事業 高齢者ホームヘルプサービス事業（昭和57年12月8日57福老計第697号）に基づいて行われる板橋区高齢者ホームヘルプサービス事業運営要綱（昭和58年3月31日区長決定）に規定する事業をいう。
- (2) 心身障害者（児）ホームヘルプサービス事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）における居宅介護等事業をいう。
- (3) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱（平成9年5月30日付8衛福特第1208号）に基づいて行われる板橋区難病患者等ホームヘルプサービス事業（平成10年3月25日区長決定）に規定する事業をいう。
- (4) 要介護者等 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（法第41条第1項に定める居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に定める居宅要支援被保険者をいう。）
- (5) 生計中心者 被保険者の属する世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者をいう。
- (6) 手帳 身体障害者手帳又は愛の手帳をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）によるホームヘルプサービスの利用において 境界層該当者として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に 次のいずれかに該当することとなったもの

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となったもの。

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障がいが原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

(2) 所得状況の確認

毎年7月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。

なお、一度本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

2 板橋区以外の区市町村において、前項各号に掲げる条件を満たしていたため、当該区市町村において訪問介護等を利用する際、利用者負担の一部を助成されていた者は対象者とみなす。

（助成の範囲）

第4条 助成額は要介護者等の訪問介護等に係る利用者負担額に次の各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 前条 第1項第1号に規定する経過措置対象者

平成18年4月1日から平成19年6月30日まで 7割

平成19年7月1日から平成20年6月30日まで 4割

(2) 前条 第1項第2号に規定する制度移行措置対象者

平成18年4月1日以降 10割（利用者負担を全額免除）

（対象者の決定）

第5条 この助成を受けようとする者は、訪問介護利用者負担額減額申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書の提出があった場合には、対象者であるか否かを調査し、助成の可否を決定し、訪問介護利用者負担額減額決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 区長は、第1項による申請者が、対象者と認められる場合には、訪問介護利用者負担額減額認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

4 区長は、第1項の申請書の提出がない場合においても、必要があると認めるときは、対象者と認められる者に対して、認定証を交付することができる。

5 区長は、必要があると認めるときは、認定証の交付をもって第2項の通知書にかえることができる。

6 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、き損し又は紛失したときは、減額認定証等再交付申請書（別記第4号様式）を区長に提出して、その再交付を受けなければならない。

（利用方法）

第6条 認定証の交付を受けた者は、指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）又は指定訪問介護事業者（基準該当訪問介護事業者を含む。）等に対し、居宅介護支援又は訪問介護等を受ける際、当該認定証を提示するものとする。

2 認定証を前項の事業者に提示できなかったために減額しない利用者負担を支払った要介護者等について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該訪問介護等について支払った利用者負担から利用者負担額の減額があったならば支払うべき利用者負担額を控除した額に相当する額を支給することができる。

3 前項の規定による助成を受けようとする要介護者等は、訪問介護等利用者負担額差額支給申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る訪問介護等を受けたことを証する書類
- (2) 当該訪問介護等の提供に要した費用に係る領収書
- (3) 被保険者証

4 区長は、前項の申請書の提出があったときは、支給の可否を決定し、訪問介護等利用者負担額差額支給（不支給）決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（認定証の有効期間）

第6条の2 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年6月30日までとする。ただし、次条に規定する更新の場合において申請が更新前の有効期間内に行われたときは、更新前の有効期間満了日の翌月初日を更新後の有効期間開始日とする。

（認定証の更新）

第6条の3 認定証の交付を受けた者は、前条に規定する有効期間の満了後においても引き続き助成を受けようとするときは、更新の申請を行わなければならない。

2 更新の申請の手続きは、第5条の規定によるものとする。

（届出義務）

第7条 対象者は、第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は第5条第1項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、減額認定資格変更・消滅届（別記第7号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。ただし、当該届け出るべき事項について、公簿等により確認することができるときは、この限りではない。

（調査）

第8条 区長は、必要があると認めるときは、対象者に関し、第3条第1項に定める要件について調査するものとする。

2 区長は、前項の調査のため、対象者に必要な書類その他物件の提示を求め又は対象者その他関係者に対して当該職員に質問させるものとする。

（認定証の返納）

第9条 対象者は、要介護者等の資格を喪失したとき、第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、認定証を区長に返納しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 対象者は、この要綱による助成を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第11条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があるときは、区長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成12年8月18日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年6月25日から施行する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成16年12月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成21年11月4日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区介護保険条例施行規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。